

## [事案 30-217] 手術給付金支払請求

・平成 31 年 3 月 20 日 裁定終了

### <事案の概要>

2つの科の医師から別の種類の手術を受けたこと等を理由に、2回目の手術の給付金支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

同一日に疾病の手術と傷害の手術を受けたので、平成 14 年 8 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、時期を同じくして受けた手術であることを理由に、1回分の手術給付金しか支払われなかったが、以下の理由により、2つ目の手術給付金を支払ってほしい。

(1) 同一日に 2 回手術を受けたのは、体力的・精神的負担を考慮すると、2 回に分けるより 1 回で行った方がよいと手術前にそれぞれの担当医から説明を受けたからであり、同一日に行われた手術であっても、特段の事情がある場合にあたり、2 つ目の手術も支払対象になると考えられる。

(2) 同日に 2 回手術台に上がってはいないが、2 つの科の医師が執刀している。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 約款には、時期を同じくして複数の手術を受けても、手術給付金は倍率の高い 1 回分しか給付しないとのみ規定しており、例外を認める規定となっていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、2 つ目の手術が手術給付金の支払対象であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。